

2012 年合格目標

行政書士公開セミナーC

# 受験経験者 のための戦略的学習法

TAC行政書士講座

# 行政書士試験の概要

## (1) 概 要

|      |                                                   |
|------|---------------------------------------------------|
| 実施日  | 11月の第2日曜日（平成24年度は11月11日（日）を予定）                    |
| 試験時間 | 13時～16時（3時間）                                      |
| 受験資格 | 特になし                                              |
| 願書提出 | 8月上旬～9月上旬                                         |
| 試験内容 | 法令科目（46問、マークシート式および40字記述式）<br>一般知識科目（14問、マークシート式） |

## (2) 平成23年度試験出題内訳

|             |                | 五肢択一式 | 多肢選択式 | 記述式   |
|-------------|----------------|-------|-------|-------|
| 法令<br>46問   | 基礎法学 8         | 2問    | —     | —     |
|             | 憲法 28          | 5問    | 1問    | —     |
|             | 行政法 112        | 19問   | 2問    | 1問    |
|             | 民法 76          | 9問    | —     | 2問    |
|             | 商法 20          | 5問    | —     | —     |
| 一般知識<br>14問 | 政治経済社会 28      | 7問    |       |       |
|             | 情報通信・個人情報保護 16 | 4問    |       |       |
|             | 文章理解 12        | 3問    |       |       |
| 配点          |                | 1問4点  | 1問8点  | 1問20点 |

## (3) 合格基準

- ・全体の60%以上の得点（300点満点中180点以上）
- ・ただし、一般知識科目で40%以上の得点をすることも条件（14問中6問：24点以上が基準点）

# 学習計画

---

## 1. 学習の順序

①憲法、②民法、③行政法、④商法、⑤政治経済情報等、⑥空き期間、⑦直前期

※文章理解と基礎法学は、通常期は過去問を解いておくぐらいで、直前期になってから模試や答練を通じて学習するとよい。

## 2. 必要なツール

・ベース教材

①科目別テキスト、②過去問集、③行政書士試験六法、④過去問以外の問題集（基礎、まとめ、本試験スタイルの3段階）、⑤発展問題集（民・商）

・補強分野

基礎不足の科目：入門系書籍（全体像把握のため）、科目別過去問

## 3. 学習のスタンス

予習を中心に取り組み、講義を復習だと思って臨みましょう。一通りのカリキュラムを終え、直前期の模試・答練シーズンに入る前に、もう一度全体を見返せる期間を設定できるカリキュラムを考えましょう。

## 4. 学習プラン

最初のステップとして、テキストを読む（講義を聴く）といったインプット作業と並行して問題を解くというアウトプット作業を行いましょう。1つのテーマを消化したら、そのテーマの問題を解いて、吸収した知識を問題を解ける知識へと高めていきましょう。この作業は、基礎問題で実施するのが良いです。その後、本試験レベルに近い問題を使って科目のまとめを行い、仕上げを行いましょう。

次のステップとして、インプット・アウトプットの繰り返しで一通りの学習ができれば、本試験レベル以上の発展問題に取り組んでみるのもよいでしょう。

最後のステップとして、模試や答練を利用して、本試験スタイルで本試験レベルの問題を3時間で60問解くことと、その復習をして知識をしっかりと吸収することに取り組みましょう。

## 5. 上級クラス or 実戦クラス

講義と演習をバランスよくという場合、上級本科生コースがおすすめです。レベル設定は、総合本科生と実戦答練本科生の中間です。

とにかく問題を解きたいという場合、実戦答練本科生コースがおすすめです。レベル設定は、上級コースよりハイレベルです。

# 民法プレ講義

テーマ 相殺

## 【4】 相 殺

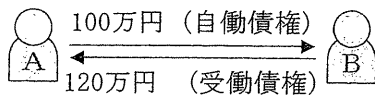
### A. 意 義

#### 【505条】

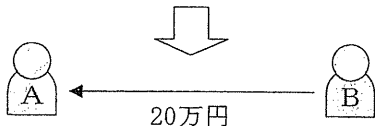
- ① 二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- ② 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

債務者が債権者に対して同種の弁済期にある債権を有する場合、その債権（自働債権）と債務（受働債権）を対当額で消滅させる一方的意思表示のこと。

#### 〔相殺する方〕



#### 〔相殺される方〕



本来、BはAに100万円を支払い、AはBに120万円を支払うことになるが、Aの意思表示だけで、100万円の対当額について相殺によって決済したこととする。このように、相殺には、決済の簡易化や当事者間の公平を図るといった趣旨がある。

### B. 相殺の要件

#### ●要件・効果●

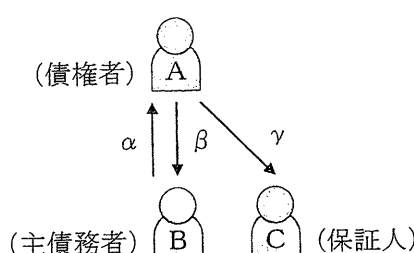
- 〔要件〕
- ① 債権が対立していること
  - ② 双方の債権が同種の目的を有すること
  - ③ 双方の債権が弁済期にあること
  - ④ 双方の債権が有効に存在すること
  - ⑤ 相殺を許す債務であること



〔効果〕 債権債務の消滅。

相殺適状の時にさかのぼって効力を生じる（遡及効）。

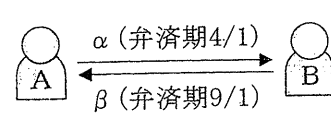
(1) 要件①について

|    |                                                                                                                                                                                                                                           |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原則 | 自働債権は、相殺する者が相殺される者に対して有する債権であることを要する。                                                                                                                                                                                                     |
| 例外 | <p>保証債務、連帯保証債務、連帯債務の場合、主債務者や他の連帯債務者が相手方に対して有する債権で相殺することができる。</p>  <p>Cは、自己がAに対して負う<math>\gamma</math>債務を、BがAに対して有する<math>\alpha</math>債権と相殺することができる。</p> |

(2) 要件②について

目的が同種であればよいだけであり、債権発生原因の同一、債権額の同一、履行期の同一、履行地の同一などの要件は必要ではない。

(3) 要件③について

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原則 | 相殺は履行の強制といった意味合いを有するため、自働債権・受働債権の双方が弁済期にあることを要する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 例外 | <p>自働債権が弁済期にあれば、債務者は期限の利益を放棄できる（136条2項）ため、受働債権は必ずしも弁済期にあることを要しない。</p>  <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>Aは9/1に払ってもいいし、早く払ってもいい</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>3/15 A相殺×<br/>B相殺×</p> <p>6/1 A相殺○<br/>B相殺×</p> <p>9/10 A相殺○<br/>B相殺○</p> </div> </div> |

実際の本試験での出題例

平成20年一問題34肢ア

相殺に関する次のア～ウの記述のうち、相殺の効力が生じるものをすべて挙げた場合、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

ア AがBに対して平成20年5月5日を弁済期とする300万円の売掛代金債権を有し、BがAに対して平成20年7月1日を弁済期とする400万円の貸金債権を有している。この場合に、平成20年5月10日にAがBに対してする相殺。

# 平成 23 年度試験分析

## ■基礎法学

法律系 1 問・裁判系 1 問での出題でした。

合否と影響しない科目ですので、直前期に答練・模試で出題されたテーマだけをチェックしておくという程度にとどめ、その分空いた時間は他の科目の学習に回すという戦略でよいでしょう。

## ■憲 法

判例知識タイプを問うものを中心に当日思考タイプを混ぜるという出し方でした。

判例知識のストックを増やす戦略が有効と考えられます。重要判例は、事案を読んで争点を抜き出し結論に至る流れを確認しましょう。余裕があればですが、対比の視点を持てるようになると当日思考タイプへの対応のヒントにできます。

## ■行政法

例年通り、短文の単純知識タイプの出題でした。地方自治法が今年の 4 問から 3 問に減っていました。昔は地方自治法で 5 問出ていたときもあったのですが、年々出題数減ってきています。問題 11～20 は行政救済の項目で、10 問の内訳は行政手続法 3 問、行政不服審査法 2 問、行政事件訴訟法 3 問、国家賠償法 2 問でした。この救済論からの出題でどれだけ高得点が確保できるかは合否の分かれ道ともいえますので、条文読み込みを徹底する戦略が有効と考えられます。また、行政法の一般的な法理論についてもそうですが、記述対策という観点からも定義や概念整理をおろそかにすることがないようより一層の注意喚起が必要です。地方自治法は、実際の学習に入る前に、試験学習用の書籍ではなく一般書（できるだけ簡単に保れているもの）で全体像を掴んでおくのも有効といえます。

## ■民 法

例年通り、長文の事例問題が中心となっていました。そして、最近のトレンドでもあるハイブリッド形式（複数テーマの混合問題）も 5 問出題されていました。択一式 9 問の内訳は、総則 2 問、物権 2 問、債権 4 問、身分 1 問でした。特に、債権分野では契約各論系の問題が多くされていたのが特徴ともいえました。平成 22 年は、親族相続から 2 問（1 問はハイブリッド形式でしたが）の出題でしたが、去年は身分系の問題は 1 問体制に戻されることになりました。

普段から事例形式で問題を解き慣れておくこと、記述問題を見て書くべきテーマの絞り込みができるようにしておく戦略が有効と考えられます。民法は、他資格試験（例えば、公務員試験）の過去問を解いておくことも特に有効です。本科生の方は、発展問題集「アドバンス」も積極的に利用しましょう。

インプット学習に終始することなく、積極的に多くの問題に取り組んでアウトプットの機会を作り、その問題を解く過程において知識を吸収していくというスタンスで取り組むのがよいでしょう。

## ■商 法

例年通り、商法1問、会社法4問で出題されました。

商法の問題36は名板貸しからの出題でしたので、連帯して債務を負担するとの知識から正解肢を判断しやすかったですが、会社法の問題は、設立、株式、取締役、剰余金配当がテーマだったとはいえ、難しい問題だったといえます。学習戦略としては、基本スタンスは、この科目に頼らずに合格点を取ることを意識して取り組むことを意識します。ただ、試験の科目別難易度は毎年一緒というのが約束されているわけではありません。もしかしたら来年は会社法は簡単で行政法が難しかったということになる可能性もあります。そこで、そういった場合ならこの科目で点数が取れるような準備はしておくというリスク管理は必要です。

ただし、すでに自分で会社を経営している、将来会社組織で起業したいと考えている、将来司法書士試験の受験を考えている、ビジネス実務法務検定の受験を考えているといった場合は、会社法を勉強しておくこと自体が役立ちますので、試験対策としては少し寄り道になりますが、この科目のウェイトを標準値よりもオーバーさせていく方向転換はあってよいでしょう。

## ■一般知識

例年通り、政治経済社会7問、情報通信・個人情報保護4問、文章理解3問で出題されました。14問中6問以上を正解することという合格基準点が設定されています。

初学者の場合の学習戦略は、情報と文章で得点を取って合格基準点をクリアしてしまい、政治経済社会は加点要素とすることですが、学習経験者の場合は、これは出来ていることを前提に、政治経済社会での得点力を伸ばす戦略が有効と考えられます。いわゆる現代社会的な知識を問うものであれば解けるようにしておくことに、行政書士試験に特有の頻出分野（財政、行政改革、介護保険など）の知識を加味していくことが有効です。

## ■全 体

平成23年度試験も多少の変化はあったものの大きな傾向変化はありませんでした。学習経験者の場合、昨年利用した教材はそのまま取っておき、今年の教材による学習の予習用として利用するとよいでしょう。

また、本試験当日の不合格要因の分析は必ず行っておきましょう。例えば、時間不足や緊張といったものが原因だったならば、今年の試験では、同じ轍は踏まないよう意識づけしておくことが大切です。